

- 赤字の部分が本人記入欄です。
  - 3枚複写となっていますので、ボールペンで強く書いてください。  
上2枚のみを提出し、本人控(3枚目)はお手元に残してください。

## 〔住宅等貸付〕を借り受ける会員の方へ

# 寸信制度 (「団体信用生命保険(だんしん)」)



本手引は団信制度の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用生命保険重要事項に関するご説明（「契約概要」および「注意喚起情報」）」を必ずご確認ください。

## 団信制度(だんしん)に関する連絡先

各都道府県の  
教職員互助団体貸付担当までご連絡ください。

この保険契約は、生命保険会社と締結した団体信用生命保険契約に基づき運営します。

## 団体信用生命保険について

〈引受保険会社〉明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。



## 加入資格等

住宅ローン等の貸付を受ける者で所定の申込書兼告知書を提出し、生命保険会社（事務幹事会社：明治安田）が加入を承諾した者が加入できます。

加入年齢範囲	責任開始日時点で満18歳～満65歳
引受限度額	1被保険者あたり5,000万円以下
保険期間	償還期間と同じ。ただし、満76歳に達する日の前日まで
保障開始日	融資実行日（借り換え貸付の場合は、借り換え日）または事務幹事保険会社が加入を承諾した日のいずれか遅い方の日
脱退事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 債還債務（借入金）を完済されたとき</li> <li>● 死亡または所定の高度障害状態に該当されたとき</li> <li>● 年齢到達（満76歳となる日の前日まで）</li> <li>● 保険料充当金を滞納したとき</li> <li>● 期限の利益を喪失したとき</li> </ul>
申込書兼告知書について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申込書兼告知書の有効期間は告知日（記入日）を含めて90日間です。</li> <li>● 1被保険者につき責任開始日における保険金額が3,000万円を超える場合は所定の診断書の提出が必要です。</li> <li>● 「告知あり」または1被保険者につき責任開始日における保険金額が3,000万円を超える場合は、融資実行前に事前に事務幹事保険会社の加入承諾が必要となります。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の取扱いはできません。</li> <li>● 中途加入（債務の返済途中からの加入。ただし、互助団体の団体制度加入時のみ加入できます）</li> <li>● 再加入</li> <li>● 一部付保（貸付額の一部だけを保障すること）</li> </ul>

※上記の制度内容は暫定の内容です。今後変更される場合がありますのでご了承願います。

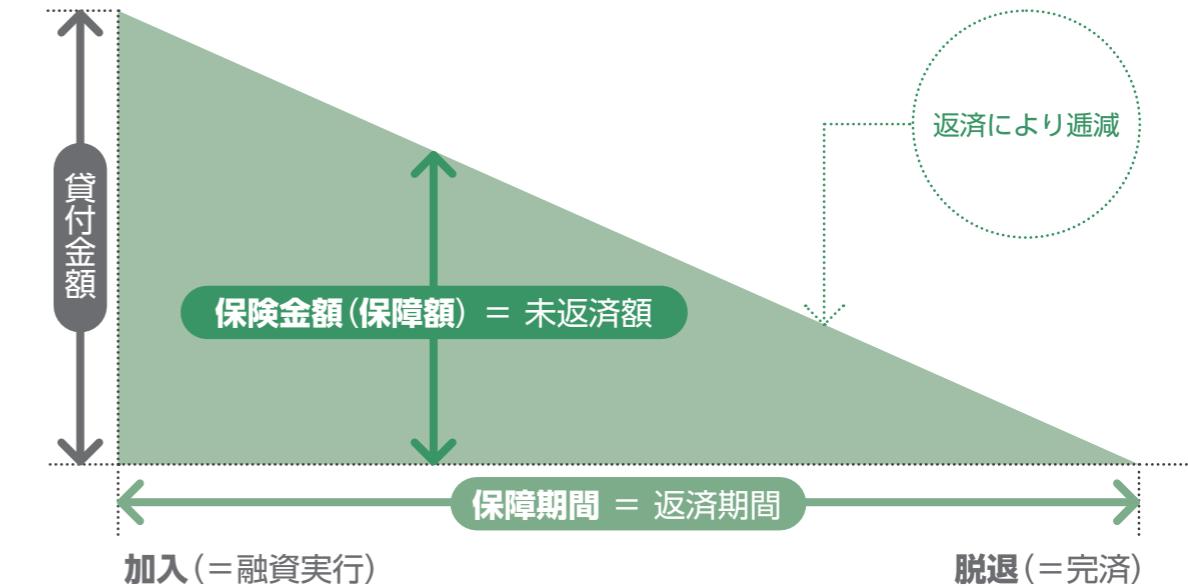


## 保険金のお支払

死保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたときは、死亡保険金を保険金受取人にお支払いたします。
高度障害保険金	<p>被保険者が保険期間中に、責任開始日以後の傷害または疾病により次のいずれかの高度障害状態に該当されたときは、死亡保険金と同額の高度障害保険金を保険金受取人にお支払いたします。</p> <p>(1)両眼の視力を全く永久に失ったもの  (2)言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの  (3)中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（※）  (4)胸部腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（※）  (5)両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの  (6)両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの  (7)1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの  (8)1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>



## 制度のしくみ



## その他

（1）次のような場合には、保障が受けられることがありますので、ご注意ください。

- ① 告知義務違反による解除の場合
- ② 保障開始日から1年以内に自殺したとき
- ③ 戦争、その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき
- ④ 被保険者の故意により高度障害状態に該当されたとき
- ⑤ 保障開始日前の傷害または疾病により高度障害状態に該当されたとき
- ⑥ 詐欺による取り消し、不法取得目的による無効の場合
- ⑦ 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態に該当されたとき
- ⑧ 重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められた場合等を含む）

（2）退職等に伴う貸付けの一部償還による「だんしん」の終了手続きは、各教職員互助団体で行いますので適用者からの報告は不要です。



## 個人情報の取扱いについて

〈保険契約者と生命保険会社からのお知らせ〉

「申込書兼告知書」に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）（以下、「個人情報」といいます。）は、本書面に記載の保険契約者である金融機関等（以下、「契約者」といいます。）が取得し、ローン残高とともに契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）に提供いたします。

契約者は、当該保険の運営において入手する被保険者の個人情報を、本保険契約の事務手続（申込・諾否決定の確認・保険金請求計算等の維持管理）に利用します。

生命保険会社は、契約者から提供された被保険者の個人情報を、各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険契約に関連・付随する業務に利用（※）し、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後被保険者の個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、被保険者の個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

（※）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他の必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

全国教職員互助団体協議会の「住宅等貸付を借り受けている会員」が貸付金の償還途中に「死亡または所定の高度障害状態に該当された場合」に、

その貸付金に係る「未償還額の返済をなくす制度」です。

